

国民年金の加入手続き

国民年金は、国内に住所がある20歳以上60歳未満のすべての人が加入しなければならない制度です。

国民年金の被保険者

- ▽第1号被保険者：自営業、自由業、農林業等の方の配偶者、学生、フリーター、無職の方など
- ▽第2号被保険者：厚生年金に加入している会社員、公務員など
- ▽第3号被保険者：第2号被保険者に扶養されている配偶者

第1号被保険者の加入

- 第1号被保険者は、市役所で加入できます。
- 持ち物 印鑑、身分証明、年金手帳、年金機構等からの送付書類（お持ちの方）、その他の必要書類（下表参照）
- 保険料 1か月1万6千410円（平成31年度・定額保険料）

任意加入被保険者

- 次の方は、申し出により加入できます。
- ▽海外に在住している日本人で20歳以上65歳未満の方
- ▽日本国内に住所がある60歳以上65歳未満で、厚生年金に加入していない方（基礎年金額を満額に近づけた方、受給資格期間が足りない方）
- ▽65歳以上70歳未満で、昭和40年4月1日以前に生まれた方（70歳になる

こんなとき	必要書類
20歳になったとき	国民年金被保険者関係届書 ※年金手帳は不要
会社等を退職したとき	退職日を証明する書類（退職証明書など）
第3号被保険者で、配偶者が会社等を退職したとき	配偶者の退職日を証明する書類（退職証明書など）
第3号被保険者で、配偶者が扶養でなくなったとき	配偶者の扶養でなくなった日を証明する書類（資格喪失証明書など）
海外から入国したとき	パスポート

※老齢基礎年金の受給資格期間が65歳到達前に10年以上ある方は加入できます。

持物 身分証明、年金手帳、年金機構等からの送付書類（お持ちの方）、通帳・届け出印

付加年金 第1号被保険者（任意加入被保険者を含む）は、申し出により、付加年金を納付できます。

付加年金保険料（400円）を納めると、将来受け取る老齢基礎年金額に加算（200円×付加年金の納付月数）されます。

申請・問い合わせ 市保険年金課 国民年金係 30・3410

「ねんきんネット」

「ねんきんネット」は、インターネットを通じて、ご自身の年金加入記録等をいつでも確認できるサービスです。

ねんきんネット 利用できること

▽ご自身のこれまでの年金加入記録を確認できます。

▽将来の年金額が試算できます。「年金を受け取りながら働き続けた場合の年金額は？」、「このまま働き続けた場合、何歳から、どの程度の年金を受け取れるの？」など、ご自身の人生設計や条件に応じて将来の年金額を試算できます。

▽日本年金機構から送付される「ねんきん定期便」に関するお知らせが確認できます。毎年誕生日に送付される「ねんきん定期便」や、「年金振込通知書」、「年金決定通知書・支給額変更通知書」等の受給者通知の内容を確認できます。必要に応じて、パソコンに保存・印刷することもできます。

利用するには

ねんきんネットを利用するには、日本年金機構ホームページで、利用登録（ユーザIDの取得）が必要です。

▽利用登録には基礎年金番号（年金手帳や年金証書に記載されている10桁の番号）、メールアドレス等が必要

▽日本年金機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp/>参照

▽ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル ☎0570・058・555（050で始まる）から ☎03・6700・1144

※月々金曜日の午前9時～午後7時、第2土曜日の午前9時～午後5時

※第2土曜日を除く土曜日、日曜日、祝休日、12月29日～1月3日を除く

課税・非課税証明書のコンビニ交付

平成31年度課税・非課税証明書のコンビニ交付は6月3日から開始

利用者用電子証明書（4桁の暗証番号）が搭載されたマイナンバーカードをお持ちの方は、全国のコンビニエンスストアに設置されているマルチコピー機を利用して課税・非課税証明書を取ることができます。

▽平成30年度課税・非課税証明書：5月31日の午後11時まで発行

▽平成31年度課税・非課税証明書：6月3日の午前6時30分から発行

※6月1日（土）、2日（日）は、いずれも発行不可

※市民税課（市役所1階）

介護保険負担限度額認定の更新申請

特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、短期入所生活介護、短期入所療養介護（ショートステイ）の居住費、食費が過重な負担とならないように、世帯課税状況、年金収入、資産、配偶者所得等の状況に応じて申請により軽減される場合があります。

介護保険負担限度額認定書の交付を受けている方については、毎年、世帯課税状況等の見直しを行います。6月初旬に介護保険負担限度額認定申請書を送付しますので、6月28日までに更新申請を行ってください。申請書が届かない場合は、お問い合わせください。

対象者

- 生活保護受給者
- すべての世帯員および同一世帯に属さない配偶者のいずれもが非課税かつ老齢福祉年金受給者
- すべての世帯員および同一世帯に属さない配偶者のいずれもが非課税かつ資産が一定額（単身で1千万円、夫婦で2千万円）以下の方

申請に必要なもの

- ▽介護保険負担限度額認定申請書
- ▽介護保険証
- ▽印鑑（朱肉を使うもの）
- ▽本人および配偶者の資産が確認できる書類等の写し
- ▽個人番号カードまたは個人番号通知カード
- ▽窓口に来る方の本人確認書類
- 対象となる資産・提出書類
- ▽預貯金（普通・定期）：本人および配偶者名義の預金通帳の表紙（ゆうちょ銀行の場合は表紙裏ページ）の写しおよび直近2か月の残高の写し（ネットバンクは口座残高ページの写し）、定期預金証書の写し
- ▽有価証券（株式・国債・地方債・社債等）：証券会社や銀行の直近2か月の口座残高（取引残高報告書等）の写し（※）
- ▽金・銀（積立購入を含む）など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属：購入先の銀行等の直近2か月の口座残高（取引残高報告書等）の写し（※）
- ▽投資信託：銀行、信託銀行、証券会社等の直近2か月の口座残高（取引残高報告書等）の写し（※）
- ▽ウェブサイトの写しも可

申請・問い合わせ 介護保険課 介護管理係（市役所1階）



では、住民税が特別徴収（会社からの給与のみで、給与から住民税を納付）の方（被扶養者を除く）に限り、平成31年度課税証明書は5月1日から発行可

問い合わせ 市民税課市民係

1日当たりの段階別負担限度額（令和元年5月15日現在） ※（ ）内はおおよそ1か月分の料金

所得区分	段階区分	負担段階	居住費						食費
			ユニット型		従来型個室		相部屋（多床室）		
			個室	個室的多床室	老健療養等	特養等	老健療養等	特養等	
市民税	世帯および配偶者課税者、または資産が基準額を超えた場合（基準費用額）	第4段階（非該当）	1,970円 (6.0万円)	1,640円 (5.0万円)	1,640円 (5.0万円)	1,150円 (3.5万円)	370円 (1.1万円)	840円 (2.5万円)	1,380円 (4.2万円)
		第3段階	1,310円 (4.0万円)	1,310円 (4.0万円)	1,310円 (4.0万円)	820円 (2.5万円)	370円 (1.1万円)	370円 (1.1万円)	650円 (2.0万円)
	世帯員・配偶者非課税者	第2段階	820円 (2.5万円)	490円 (1.5万円)	490円 (1.5万円)	420円 (1.3万円)	370円 (1.1万円)	370円 (1.1万円)	390円 (1.2万円)
		第1段階	820円 (2.5万円)	490円 (1.5万円)	490円 (1.5万円)	320円 (1.0万円)	0円 (0円)	0円 (0円)	300円 (1.0万円)

※軽減の対象となるのは、第1～3段階の方です。 ※第4段階の料金は基準額です。施設によって料金が異なります。